

令和3年度定期監査〔工事〕報告書  
(令和3年度執行分)

市道第16号線電線共同溝設置工事



武蔵野市監査委員



写

3 武 監 第 259 号  
令和 4 年 3 月 7 日

武 蔵 野 市 長      松 下 玲 子 殿  
武蔵野市議会議長      土 屋 美恵子 殿

武蔵野市監査委員      名古屋 友 幸  
武蔵野市監査委員      浜 田 けい子

令和 3 年度定期監査 [工事] (令和 3 年度執行分) の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を提出します。

指摘事項については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

工事の名称      市道第16号線電線共同溝設置工事

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の概要	1
第5	監査の結果	
	[1] 工事概要	2
	[2] 指摘事項等	3

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象

市道第16号線電線共同溝設置工事

## 第3 監査の期間

令和3年10月1日から令和4年2月21日まで

実地調査日 令和3年11月22日

## 第4 監査の概要

この監査は、武蔵野市監査基準に従い、工事の設計、施工等が法令等に適合し、正確に執行されているかどうかを主眼に、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して一般社団法人東京技術士会と工事技術調査の業務委託契約を締結し、その協力を得て実施した。

## 第5 監査の結果

「第4 監査の概要」に掲げたとおり審査した限りにおいて、監査の結果は、次のとおりである。

改善又は検討を要する事項及び実地調査の際に示した軽微な事項については、今後の工事に役立てるよう要望する。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性があると認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

## [1]工事概要

- 1 工事名称 市道第16号線電線共同溝設置工事
- 2 施工場所 武蔵野市吉祥寺北町四丁目地内
- 3 工期 令和3年4月1日から令和4年3月15日まで
- 4 施工理由 良好な都市景観の創出、防災機能の向上、歩行空間の確保を図るため、景観整備路線事業計画（第2次）に基づき、道路及び電線共同溝の設計・調査、市道第16号線（かたらいの道）の電線共同溝工事等を行う。
- 5 工事内容 管路設置、特殊部設置等 整備延長：0.36km
- 6 請負業者 株式会社武蔵野トランスポート
- 7 契約金額 128,700,000円（消費税込み）
- 8 設計
  - 予備設計 委託：契約金額 14,040,000円（消費税込み）  
平成30年5月10日から平成31年3月15日まで
  - 修正設計 委託：契約金額 11,000,000円（消費税込み）  
令和元年5月21日から令和2年3月13日まで
  - 実施設計 委託：契約金額 1,100,000円（消費税込み）  
令和3年6月22日から令和4年3月18日までいずれも株式会社東洋設計多摩営業所

## [2]指摘事項等

### 1 計画

#### (1) 事業の位置付け

平成22年2月に、「景観」・「歩行」・「安全・安心」の向上を目的に、「武蔵野市景観整備路線事業計画」を策定し、景観上・安全上重要な路線等を対象に計画的に電線等の地中化を推進している。これまでに計8路線の整備が完了したことから、今後も、計画的・継続的に景観整備を推進していくため、新たな路線を含む「武蔵野市景観整備路線事業計画（第2次）」を策定し、第五期長期計画・調整計画に掲げる「地域の特性に合ったまちづくりの推進」、「利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備」及び「道路ネットワークの整備」を進めているもので適正である。

#### (2) 計画の妥当性

「武蔵野市景観整備路線事業計画（第2次）」において、本路線が「早期事業化路線」と位置付けられており、電線類地中化事業を実施している。

「武蔵野市第六期長期計画」第8章5都市基盤、基本施策1（3）の魅力的な都市景観の保全と展開において、良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため無電柱化事業のさらなる推進が明記されており、妥当である。

#### (3) 事業の必要性

市道第16号線については、早期事業化路線と位置付け、三鷹駅から市民文化会館を結び、中央図書館、総合体育館、市役所とつながる多くの人々が利用する道路となっている。また、緊急輸送道路である市道第17号線と防災拠点である大野田小学校を結ぶ路線でもあり、電線類の地中化により、快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上を図るとともに、都市防災機能の強化を進めているもので、適正である。

#### (4) 事業計画・予算と発注金額の整合性

予算額160,000,000円、予定価格131,279,500円、契約額128,700,000円であり、予算額内に収まっており、適正である。

### 2 設計

#### (1) 設計における重点事項及び配慮事項

電線共同溝の低コスト手法として、電力管材をECVP（低コストタイプの電力管）とし浅層埋設を採用しており、適正である。

(2) 設計基準等

設計基準等は下記のものを使用した。

	書 籍 名	発 刊 元
①	測量委託標準仕様書 平成28年4月	東京都建設局
②	設計委託標準仕様書 平成27年4月	東京都建設局
③	道路工事設計基準 令和2年4月	東京都建設局
④	建設局標準構造図集 令和2年4月	東京都建設局
⑤	道路の移動円滑化整備ガイドライン 平成23年8月	(財)国土技術研究センター
⑥	道路構造令の解説と運用 平成27年6月	(社)日本道路協会
⑦	道路土工要綱 平成21年7月	(社)日本道路協会
⑧	道路土工 仮設構造物工指針 平成11年3月	(社)日本道路協会
⑨	路面標示設置マニュアル 平成24年2月	(社)交通工学研究会
⑩	東京都電線共同溝整備マニュアル 平成30年4月	東京都建設局
⑪	東京都電線共同溝標準構造図集(案) 平成30年4月	東京都建設局
⑫	東京都詳細設計照査要領 平成10年5月	東京都建設局

(3) 工期の設定、設計変更

工期設定については、工事延長が360m程あり、施工延長が長いことや、沿道には小学校をはじめ、学校給食北町調理場、総合体育館などがあり、工事現場内に制約が多いこと、電線共同溝の特殊部など制作期間を必要とすることから工期を11.5か月（4月1日～3月15日）で設定しており、適正である。

工期の変更や設計変更は今のところないとの説明を受けた。

(4) 仕様書、図面と品質、検査の整合性

材料等について、その品質・性能・形状寸法等を構造図に記載しており、材料承諾書により図面と整合性を確認するとともに、現場搬入時に材料形状を採寸するなどして確認しており、適正である。

また試験、検査等については、工場にて立会検査を実施しており、適正である。

(5) 環境保全の向上

本工事で採用した物品は下記のとおりである。

ア 路盤材（再生クラッシュラン、再生粒度調整碎石）

イ 舗装材（再生加熱アスファルト混合物）



### 3 積算

#### (1) 積算基準・単価等

以下の最新版を使用している。

	書 籍 名	発 刊 元
①	積算基準 共通編Ⅰ 令和2年10月	東京都市建設行政協議会
②	積算基準 共通編Ⅱ 令和2年10月	東京都市建設行政協議会
③	積算基準 道路編 令和2年10月	東京都市建設行政協議会

積算ソフトは、東京都建設局土木積算システム（スーパーエスティマ）を使用している。

#### (2) 工事数量の算出及び工事費の積算について

設計委託成果の数量をもとに設計者が積算し、検算者は設計書に誤りがないか確認している。

#### (3) 間接費及び一般管理費の算出について

東京都の積算基準に基づき、算出している。

#### (4) コスト削減

電線共同溝の低コスト手法として、電力管材をECVP（低コストタイプの電力管）とし浅層埋設を採用している。

### 4 契約

#### (1) 入札・契約に関する基準について

「武蔵野市契約事務規則」「武蔵野市工事請負契約の入札手続に関する要綱」「武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」「武蔵野市発注工事に係る入札及び契約の公表基準」等の規則や要綱に沿って、工事の契約手続きを行っている。

また、管財課契約となる案件はすべて電子入札システムにて入札や見積合わせを行っている。

#### (2) 施工工事の契約の経緯

希望制指名競争入札では案件ごとに契約事務審議委員会を設置し、予定価格に関することなどを審議している。実施要領は特にないが、各案件の内容に応じて「工事希望制指名競争入札に係る入札参加資格条件の設定及び工事請負契約の保証に係る保証金額の設定」について審議し、入札参加条件を決定している。

本工事については予定価格を事前公表とした。

(3) 設計及び工事の契約の経緯、契約金額、落札率、落札者について

区分	入札方式	入札者数	契約金額	落札率	落札者名
予備設計	指名競争入札	7者	14,040,000 円	85.8%	株式会社東洋設計 多摩営業所
修正設計	指名競争入札	7者	11,000,000 円	92.1%	株式会社東洋設計 多摩営業所
実施設計	随意契約	1者	1,100,000 円	88.8%	株式会社東洋設計 多摩営業所
工事	希望制指名競争入札	7者	128,700,000 円	98.0%	株式会社武蔵野ト ランスポーツ

(4) 前金払・部分払の実施状況

前金払は、受注者より請求があれば、土木工事、建築工事及び設備工事（以下「公共工事」という。）の場合については、契約金額の4割を超えない範囲内で、2億円を限度として支払いをすることができる。

また、公共工事のうち前金払をしたものについて、中間前払金の請求があった場合、支払うことができる。契約金額の2割を超えない範囲内で、1億円を限度として支払いをすることができる。

さらに、検査に合格した既済部分に対して、部分払をすることも可能である。

各々、公共工事の前金払取扱要綱、公共工事の中間前払金要綱及び工事請負契約約款にて規定している。

本工事については、受注者から前払金の請求があり、規定どおり前払金51,400,000円（契約金額の4割）について支払済であることを書面により確認した。

(5) 契約書類等の確認

契約関係書類綴りによって書類が完備されていることを確認した。主要な書類は下記のとおりである。

- ア 契約決定通知書
- イ 工事請負契約書
- ウ 委託着手届
- エ 委託工程表
- オ 現場代理人及び主任技術者等通知書
- カ 現場代理人及び主任技術者確認書
- キ 下請負届
- ク 建設業退職金共済制度加入届
- ケ 労災保険加入証明書
- コ 登録内容確認書
- サ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第13

条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（以下「省令」という。）  
第4条に基づく書面

## 5 工事監理

### (1) 工事監理の体制

総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置き工事の監理を実施している。

特記仕様書記載と異なる工事監理上の事項については、特になしとの説明を受けた。

### (2) 使用材料の品質及び規格について

材料承諾願い及び材料検査書類により、品質及び規格が満足していることを確認した。

使用材料の変更については、協議書を取り交わしていることを確認した。

### (3) 工程管理について

ア 令和3年9月末現在の実行進捗率は5割程度（特殊部6割程度、管路4割程度を竣工）との説明を受けた。

イ コロナ渦による工事中断はなしとの説明を受けた。

ウ 工期変更や遅延対策等（クリティカルパスの検討）はなしとの説明を受けた。

エ 出来高率の計算は行っていない。数量（施工延長）による進捗管理を行っているとの説明を受けた。

### (4) 各工種の試験及び検査について

ア 特殊部などは形状の採寸等により確認し、その他は材料承諾書により確認（書面による確認）していることを書面及び写真により確認した。

イ 不合格があった場合の措置は工事約款に基づき処理するとの説明を受けた。

### (5) 施工計画の整合性について

施工計画書の記載事項については、土木工事標準仕様書等を参考にしている。施工計画書は、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として受注者の主体性を明文で保証したものであるため、基本的には提出の形をとっているとの説明を受けた。

### (6) 工事関係者間の調整について

協議書、承諾願い、立会検査、日報、関係機関打合せ記録簿等により適正に工事関係者間の調整が実施されていることを確認した。

### (7) 特記仕様書記載事項実施状況

下記の事項について、書面や現地にて適正に行われていることを確認した。

ア 法第13条及び省令第4条に基づく書面

イ 建設副産物の処理（路盤材、コンクリート塊及びアスファルト塊等）

ウ 建設発生土（搬入予定民間受入地届、民間受入地搬入確認報告書、リサイクル証明書、土砂伝票、搬入土量集計表及び建設発生土搬出のお知らせ）

エ 濁水処理

- オ 再資源利用計画書及び再資源利用促進計画書
- カ 産業廃棄物処理（許可証、委託契約書、運搬ルート図、マニフェスト、告知書、COBRIS（建設副産物情報交換システム）登録及びCREDAS（建設リサイクルデータ統合システム）登録）
- キ 工事实績情報サービス（コリンズ）登録
- ク 広報板
- ケ 武蔵野市環境マネジメントへの協力
- コ 事故防止
- サ 過積載防止
- シ 誘導員及び交通誘導指導員
- ス ライトアップ
- セ 工法説明図掲示
- ソ 安全施設イメージアップ
- タ 工事工程表掲示
- チ 社会貢献
- ツ 工事説明会（施工ステップ図）
- テ 警察協議

## 6 施工

### (1) 施工体制

施工体系図、施工体制台帳、下請通知書、下請契約書及び資格者証の提示を受け、完備されていることを確認した。

### (2) 安全管理

#### ア 申請及び届出状況について

下記の申請及び届出について書面により確認した。

- ・消防活動支障行為届出書（消防署）
- ・道路工事協議書（警察署）

#### イ 作業員及び第三者の安全管理

現在まで労災事故及び第三者事故は皆無であるとの説明を受けた。

### (3) 安全衛生に関する関係者協議について

関係者間の協議体制の計画

毎月の安全衛生協議会において、安全協議を行っていることを書面により確認した。

### (4) 緊急時の安全管理や連絡体制について

緊急時の安全管理や連絡体制については、新規入場者教育、毎月の安全衛生協議会において周知していることを書面により確認した。

### (5) 作業員の健康管理について

作業前の朝礼時に各作業員の体調等を確認し、作業を行っていることを書面によ

り確認した。

(6) 防火体制について

本工事で防火上の危険物はないが、現場には消火器が配備されていることを確認した。

(7) 関係者の教育、指導及び有資格者等について

新規入場者教育時に現場の説明や、有資格の確認を行っていることを実施記録、写真及び報告書により確認した。

(8) 工事現場の点検及び巡回状況について

工事現場の巡回については、現場代理人が実施しているとの説明を受けた。

(9) 現場管理書類の整備状況について

新規入場者教育実施記録、新規入場者教育報告書、TBM-RKY（工事現場で行う危険予防）活動表及び日報について確認した。

## 7 環境管理

(1) 周辺環境への配慮

近隣宅への配慮として工事時間内は樹木や車をビニールで覆って養生し施工、小学校の通学時間帯（帰宅時）における現場内の見回り及び作業後の道路清掃などを実施しているとの説明を受けた。

(2) 建設リサイクルについて

ア 資材の再資源化の対象と利用計画

利用計画が作成されていることを確認した。

イ 再資源化の実施記録の有無

施工中のため、ないとの説明を受けた。

ウ 発生土の工事間利用

工事間の利用はないとの説明を受けた。

エ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）

登録されていることを確認した。

## 8 施工現場

(1) 出来形及び施工の状況

R-1 特殊部BOXとR-9 特殊部BOXの出来形と施工状況が良好であることを現地及び出来形記録、写真で確認した。

路面の変状についても異常がないことを目視にて確認した。

(2) 現場での掲示物確認

建設業許可証、施工体系図、労災保険成立票、建退共適用事業証、広報板、工法説明図及び工事工程表が掲示され、工事看板、安全掲示板及び安全看板が設置されていることを確認した。

## 9 総合評価

市道第16号線電線共同溝設置工事に係る設計、施工の確実性、経済性、有効性及び効率性について技術調査を実施した。

書類及び現場での調査の結果、良好であると評価する。

工事は進捗率が50%であるが、最後まで細心の注意をもって施工されるよう期待する。

## 10 個別評価

以下に、技術調査における着眼点ごとの評価を示す。

### (1) 基準、資料等の整備状況及びその運用

適用された設計基準等は、前述のとおり、適正に整備、運用されていた。

### (2) 設計書（設計図書、仕様書）

ア 設計は、工事目的、法令や現場等に適合し、経済的かつ効率的に生かされていた。

イ 仕様書や図面等は的確に作成されており、使用材料、機械等の選定が適正であった。

### (3) 設計見積

積算にあたっては、資材価格調査を実施しており、適正に実施されていた。

### (4) 工事施工計画及び各工種の工程表

ア 施工計画は、適正に作成され、施工体制及び下請負関係書類も適正に管理されていた。

イ 工種ごとの工程管理も適正に設定されていた。

### (5) 各種検査、材料試験等の実施状況

各種検査、材料試験等の書類について適正に整備されていた。

### (6) 契約関係書類

ア 契約に関する手続きや時期については、適正に実施していた。

イ 必要書類は、適正に整備されていることを確認した。

## 11 所管部署又は工事受注者等に対する推奨事項

### (1) 良好な住環境の整備について

事業計画にあたり、現況の道路状況や既存設備、地下埋設物を入念に調査し、また地元住民の要望を取り入れ、詳細な電線共同溝設置計画を検討し、良好な住環境を整備していることより、推奨事項とする。

### (2) 安全対策について

現場の直近に小学校があり、安全対策として安全看板を多く設置して注意を促すとともに、交通誘導員の誘導により、的確に安全確保に努めていることや、児童や地元住民との良好なコミュニケーションを図っていることが伺われ、安全向上に寄与していると思われるので、推奨事項とする。

本工事についての指摘事項等は、下記のとおりである。なお、工事期間中に改善が必要なものについては、実地調査時又は調査後に所管課へ指導を行った。

## 記

### [管財課 指摘事項]

- 1 契約締結伺書、契約決定通知書、契約締結報告書兼経過調書において、契約方法の根拠法令に誤りがあった。

地方自治法施行令に基づき、適正に処理されたい。

### [交通企画課 指摘事項]

- 1 検査実施依頼書において、「監督員」欄に記載がなかった。
- 2 契約書において、仕様書の履行期間に記載誤りがあった。また、個人情報特記仕様書が最新のものではなかった。
- 3 監督員の氏名を受注者に通知していなかった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

### [交通企画課 監査意見]

- 1 現場パトロールの記録について

現場パトロールの記録について、本工事のような小学校付近かつ大きな重機を使用するような現場においては、現場パトロール記録表を作成し、記録として残すよう検討されたい。